

平成24年度 第3回自立支援協議会議 議事概要

<日時> 平成25年2月21日(火) 午後2時～午後4時30分

<会場> 東久留米市立さいわい福祉センター 2階 会議室

<出席者>

奥住委員、河野委員、及川委員、平山委員、小田島委員、長田委員
水谷委員、金子委員、磯部委員、高原委員、有馬委員、小林委員、
畠山委員、多功委員、岡野委員

<事務局> 福祉保健部長、障害福祉課長、地域支援係長、
さいわい福祉センター職員

<議題> 1. 委員からのレポート報告(共通理解にむけて)
意見交換
2. 専門部会の設置について～意見交換～
3. 事務連絡

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、第3回東久留米市地域自立支援協議会について開催させていただきます。

今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私のほうから資料の確認をさせていただきます。

まず資料1の委員さんの共通理解に向けての委員レポートというレジュメですね。①から④。郵送で送ったものです。あと、横長の紙で、資料2、東京都域における地域自立支援協議会設置状況等という資料です。郵送で送っております。あと、本日、机に置いてあります分で委員名簿。次に、本日の委員さんのレポートの追加資料となっています。まず入所施設から地域生活へ移行した知的障害者のケアマネジメントの実績。そしてもう1枚、右上に本日回収資料と書いてあるサービス等利用計画。こちらにつきましては、今日の協議会の後、回収させていただく資料になりますので、よろしくをお願いします。

あと、冊子ですね。オレンジ色の東京都内の地域自立支援協議会の動向。あと、紫色の高次脳機能障害のリハビリテーション。こちらは参考にお渡しします。最後にこちらは、東久留米市地域自立支援協議会委員の謝金にかかる源泉徴収税についてという事務連絡で、こちらは謝金の対象になる方について置いてあります。これはあとで説明をさせていただきます。

あと本日、野村委員が職務の関係で欠席というご連絡をいただいています。また小林委員は職務の関係上、少し遅れて到着される旨の連絡を受けています。よろしく願いいたします。

では、会長、よろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、改めまして、委員の皆様、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。今年度最後になりますが、第3回東久留米市地域自立支援協議会を開催いたします。

今日は前半、後半の2つの内容があります。前半は、前回に続きまして、委員それぞれのお立場から現状や課題等の報告をいただき、障害のある人たちの福祉、療育、教育などをめぐる課題を理解します。今日は4名の委員の方からレポートをいただきます。

後半については、前回、短時間ではありましたが、専門部会の設置について議論しましたので、その続きを行い、具体的な方向性を探りたいと思います。

それでは、4人の委員からお話をお伺いしたいと思います。最初の委員、お願いいたします。知的障害のある当事者の地域移行や重度訪問介護等についてのお話が含まれるかと思います。

【G委員】 「頭のはかり」についてちょっと問題があるんですけど、3度、4度は幾らはわかるんですけど、1度、2度がそんなことやっても、やはりわか

らないね。本物の人じゃないと。人じゃなきゃわからないのに、何でこれ、まだ区（市）役所がやっているのかなと僕思うんですけど、非常にこれはすごくみんなも、仲間、会議行っている人たちもこれはわかるんだけど、やっぱり僕たちにとっても、これ、どうなのかなって。本当にこれがわかってくれるのかなって。じゃ、愛の手帳というのは何なんだ。その2つを、俺はやっぱり引っ張って考えているんだけど、なかなかうまく話せない。

やっぱり「頭のはかり」はもうやめたほうがいいんじゃないかなって思うんですけど、そんなこと、はかったって、俺たちはやっぱりこう、どういうふうに、これ、やってください、あれ、やってくださいぐらいのはかりをやっていったって全然物が足りなくなっただけで、やっぱり2度なんか余計にこう、もう嫌になっちゃって、暴れて、介護者が本当に大変なので、それだけは何とか考えてほしいなと思っています。

それから、2番目が介護保険のことなんですけど、65歳になったらもらうものもないし、何にもないので、介護保険にこれからなる人もたくさんいるので、これをやっぱり障害者だったら手当で今までのとおりにやってほしいなというのがひとつあって、どういうふうに区（市）役所は考えているのかなというところを僕は聞きたいなと思っていますんですけど、反対に。介護保険になったら本当に障害者はやっぱりできないところが山ほどあって、やっぱり自分の、僕たち自立をやっていて、やっぱり自分でできることは自分でやれるけど、やれないところが山ほどあって、じゃ、誰、これ、やってくれるのと。掃除だっただけできない人だっているし、やっぱり散らかりっ放しで、そうすると今度は大家さんにも言われるし、そういうところをもっと介護時間を増やしてほしいなというところがあって、僕なんか3度だから、何にも今、手当がもらえなくて、それでも区（市）役所はお金がないとか言っているけど、そういうことじゃなくて、やっぱり考え直してほしいなと。見直ししてもらいたいなというところが山ほどあります。

あと、重度訪問介護のことについて。やっぱり重度は案外お金もらえるんですけど、4度、3度は何にもお金がもらえなくて、やっぱりこう、やっぱり俺たちもこう、支援の人と違って、やっぱり迷惑もかけるし、やっぱりあっちこっち行って、それに介護がいないと、やっぱりこう、何て言うのかな。もう本当に大変なところがあって、うちには3名、そういう人がいて、今、家にいなくて、どこか行って、けんか吹っかけて、いろんな問題を起こして帰ってくる人が3名います。

そういう人たちにもやっぱり介護者を入れるべきじゃないかなと思うんですけど、なかなかこれが。できるからいいというわけじゃないんですよ。みんな区

(市) 役所は、できるから、できるからと言って、介護をどんどんつぶされる。本当につらいんですけど、そういうんじゃないで、介護を入れてもらって、お金をもっと何とかこっちのほうに回してほしいなということなんですけど、僕たちだってやっぱり3度だけど、重度訪問介護になるとできないところもあって、隣のところにも文句言われて、いろいろ住みにくくなっているんで、本当に。そういうところをやっぱり住みやすくしてほしいなというのが区(市)役所の考えじゃないですか。そこのところをもっと考えてほしいなと思います。

【支援員】　　じゃ、今の委員の意見をちょっと補足させていただくと、「頭のはかり」とおっしゃっているのは要介護認定のことで、要するに、何ができますか、できませんかという今の調査では、実際に必要な支援というものが、知的障害者の場合、区分では出てこない。そのために介護保険になってももちろんサービスは足りないし、重度訪問介護というのが今度、一応知的や精神にも使えるようになったけど、委員のような3度の方で、こうやってしゃべれる方だと軽く出てしまうために、必要な見守りという支援が受けられないシステムになってしまっているということを常々おっしゃっています。

だから、重度訪問介護が入ったのはよかったけれども、それが重度と言われる方にしか適用されないために、軽度の方は、例えば今、委員が困っているのは、ごみの分別がうまくできない。一緒にして出しちゃったら、近所の町内会の人みんなから批判を受けて、どうしていいかわからなくて、介護者に分けてもらうんだけど、介護者のいる時間がすごく短い時間しかとれていないので、うまくその日、曜日にパッと出すということができなくて、最終的に今は通所している先へごみを持って行って、そこで分別をして、捨ててもらっているというふうな状態です。

そんな些細なことさえも、できますか、できませんかの項目には当たらないわけですね。分別というのはすごく難しいことなんだと思うんですけど、市ではそれはどうしても、そんな簡単なこともできないのみたいなふうに、近所の方からは、そんなこともできないようじゃ、本当にもう町内会は困りますみたいなことで、非常に些細なことで、地域で生きづらくなっているということをおふだん訴えていらっしゃる。

じゃ、今日改めてテーブルの上に置いてある紙、何枚かのつづった紙は、自立されて5年後ぐらいに私が書いた文章で、自立された後、どんな困難とかがあったかとかということはそのを読んでいただくにして、ここで今もう一回、私がインタビューして答えていただくという形、5分間だけお話ししたいと思います。

じゃ、委員が施設を出たいと思った、あるいはどうして施設が嫌だったのか、

まずお話をしてください。

【委員】 やっぱり職員が何でも決めちゃうから、自分たちがやりたいこともやれなくて、職員が何でも決めて、買い物ときは、買った、何ですか、あれ。

【支援員】 レシート。

【委員】 レシートを持ってこいとか言われて、なくしたら、探してくるまで御飯食わせないとかすごく怒られて、それがやっぱり学園の決まりになっていて、それで、またなくすと、また何を買ったのかちょっとわからないから、精算できないから、もう一回探してこいと言われて。それを何回も繰り返されました。

【支援員】 そこでピープルファーストに出会われたわけですけど、自立しない？ と誘われたときはどんな気持ちでしたか。

【委員】 うん？

【支援員】 自立しようよと言われたでしょう。そのときって。

【委員】 うん。そのとき僕は、ピープルファーストの日野にいました。そのときに〇〇君に、自立しないかと言われました。それで、そのときはまだ自分もわからなかったし、施設の中もやっぱり嫌だったし、いろんなこと言われたので。それで、みんなからピープルファーストでやろうよって言われて、それで、何年だっけな。

【支援員】 もう十何年前だからね。忘れちゃったね。

【委員】 うん。ちょっとわからないんですけど、それで言われたこと……。

【支援員】 それで、じゃ、地域に出てどうでしたか。

【委員】 よかったです。

【支援員】 どんなところがよかったですか。

【委員】 やっぱりお金のあれ、紙は要らなくて済んだから。

【支援員】 ああ、領収書。

【委員】 領収書。

【支援員】 今、お金はどうやっているんですかね。

【委員】 今はね。金曜から、土曜と金曜で分けて、2万円、2万円で、4万円やっています。

【支援員】 ああ、それで預かってもらっていて。

【委員】 預かって。通帳はグッドで預かってもらっています。

【支援員】 で、週2回お金をもらっている。

【委員】 もらっています。そこから出しています。銀行に行ってます。

【支援員】 それであと、今すごくいいなと思うことと、嫌だなと思うこと

はどんなことがありますか。例えば昨日どこか行ったんでしょう。

【委員】 行った。

【支援員】 どこ行ったんですか。昨日は。

【委員】 昨日はオオタケ君のライブに行きました。

【支援員】 ああ、ライブですね。はい。そういうのに行けるようになったのはどうですか。

【委員】 いいです。

【支援員】 じゃ、嫌なことは何が嫌ですか。あんまりない？

【委員】 うん。

【支援員】 本当？

【委員】 わからない。ないんじゃないかと。

【支援員】 やっぱり困っていることはあるんじゃないの。

【委員】 困っていることはいっぱいあります。どうやったら。

【支援員】 今、委員さん、ちょっと腰の手術をされて、去年。車椅子で、今日は車で来て、本当にこの数メートル、十数メートル歩いてくる分には歩けるんですけど、長時間は歩けないので、今、車椅子なんですね。ちょっと治る見込みがなくて、次の認定調査ではもしかしたら変わってくるんじゃないかと思うんですけども、その前は本当にわずかなホームヘルプの時間しかなかったの、そのときには本当に一人で、昼間は通所というか、ピープルファーストの事務所に行ったりとかなさっているんですが、やっぱり社会生活という、近所との折り合いをつけていくということがとても難しく、何で文句言われているのかよくわからないとか、あと、今日、私の文章で書かせていただいている、これはご本人も承知の上で書いたんですが、自立した当初、近所の家の中をのぞくとか言われちゃったんですね。

でも、彼としては、いわゆるのぞき見をしたいわけじゃなくて、すごく人恋しくて、よその家ではどんなことをしていくんだろうと興味がすごくあるので、つい見たくなっちゃって、近所から苦情が来るとか、あと大家さんから、おまえらは税金泥棒だと、障害者の方はよく言われると思うんですけど、そういう言い方をすごくされたりして、大家さんを殴っちゃったりしたことがあって、もうアパートを無理やり追い出されちゃったこととかも昔あったんですね。

やっぱりそういうのもそばに介護者がいて、丁寧に説明してあげていればもうちょっとちゃんとできたんだろうと思うんですけど、そのころ本当に介護者はあんまりつけてなかったの、委員さん一人が試行錯誤を重ねた時代というのがあって、今本当にこの十数年たって大分、すごく人間関係をとるのも上手になってきたし、何て言うか、頑張られることも増えてきたし、我慢する、殴

るとかを我慢するということもできるようになってきたし、何かそういう、本当に社会の中でこそ鍛えられるもの。施設の中で殴って、怒られて、ごめんなさいということは恐らく何十回とあったと思うんですが、それでは直らなかったことが地域で暮らすことで、本当に減ってきたみたいなのがやっぱり地域で生きるということかなと。それは今の私の感想です。

ほかに何か言いたい、地域で暮らすことで何かいいことはありますか。今、例えば施設に入っている人にこう言いたいなというふうなことというのはありますか。

【委員】 やっぱり大変なところもあるけど、苦しいところもあるけど、それを乗り越えていけば大丈夫です。

【支援員】 ああ、地域生活がね。

【委員】 はい。

【支援員】 わかりました。あと、言いたいことは何でも言ってください。皆さん、聞いてください。

【委員】 ここに書いてあるだけです。

【支援員】 じゃ、もういいですか。

【委員】 もういいです。

【支援員】 はい。もういいです。

【委員】 済みません。簡単ですけど。

【委員長】 それでは質問に移ります。

【委員】 飲みに行っている？

【委員】 行ってる。それは大好き。

【委員】 この間誘われたけど、全然行けなくて申しわけない。

【支援員】 委員さん自身飲めないんですよ。

【委員】 飲めないの。

【委員】 ああ、そうなんですか。

【支援員】 そう。飲めないんだけど、雰囲気は大好きで、だから、いつもつき合ってる。

【委員】 割り勘？

【委員】 うん。

【委員】 月曜日から金曜日の日中は、どのような活動をされているのですか。日常、ふだんの月曜日から金曜日はどのようなことを日中はされているのですか。

【委員】 僕の場合は厚生省に行ったり、それから、ピープルに行ったり、

それから、グッドに行ったり、いろいろ行って。

【支援員】　　そうですね。月曜日はグッドライフ。

【委員】　　月曜日、グッドライフです。で、火曜日が休んで、自分のところの掃除やって、介護者と。で、水曜日と同じで、どこか行って、遊びに行って、で、会議があるときはその会議に行ってます。

うん。厚生（労働）省に行ったり。

うん。いろいろ行ってます。ピープルファーストで活動。大事な活動だから頑張ってます。

【委員長】　　委員は、推進会議の委員だとお伺いしました。

【委員】　　はい。その委員です。

【委員】　　総合福祉部会だったですね。部会の様子はいかがだったでしょうか。

【委員】　　なかなか、まだデータがよく決まっていないので、もっとよくしてもらいたいんですけど、あれじゃ足りない。終わっちゃったから。

またやるって言ってるね、厚生（労働）省。そのうち。誰入れるかわからないけど。

【委員】　　結構発言できた？

【委員】　　できたよ。

【支援員】　　重度訪問介護が知的障害と精神障害に使えるようになったのは、あれは決まる2日ぐらい前に、委員さんともう二、三人の方で、議員さんのところへガーッと行って、それが効いたんです。

ええ。やって。すごい成果でした。

【委員】　　それでは、重度訪問介護が現実になったのは、委員の力が大きいということですね。

【支援員】　　そうですね。

【委員】　　でも、対象じゃないんですね。

【支援員】　　そうなんです。自分は対象じゃない。

【委員長】　　知的障害のある当事者の方から、どのような動機で地域で暮らすことになったか、地域で暮らすことに対して何が足りないのかというご提案だったかと思います。

【委員長】　　それでは次の報告です。よろしく申し上げます。

【H委員】　　障害者の就労支援として、平成22年の9月に市区町村の障害者就労支援事業として、東久留米市障害者就労支援事業が開始されました。

知的障害者と身体障害者については、さいわい福祉センターが支援を行っています。精神の方については椎の木会さんの就労支援室「あおぞら」さんが行っています。障害者の方の働きたいという思いを実現することと、雇用されている企業の方々が安心して障害者雇用を継続していけるようにという側面から支援しています。就労支援は、就労までの準備支援と、あと就職先が決まった時点で、通勤訓練とか、そこで働き続けるために仕事を覚えるとか、雇用継続ができるように定着支援をするというものです。他には、問題があったときに何か対応するということと、もしどうしても継続がかなわなければ離職を円満にして、次のステップに向かえるように支援をしていくという側面があります。

ご本人が頑張るということに加えて、やはり、周りの環境を整えないと、なかなか継続をしていくことが難しいというのが障害者の就労支援かと思います。そういう環境整備へも支援を行っています。それはその支援機関だけではなくて、東京ジョブコーチとか、あと関係機関と協働しながら支援を行っています。

じゃ、就労だけで全部がカバーできるかというのと、働き続けるためには生活がきちっとしていないと難しいです。生活リズムを整え健康管理をして、次の日に働く意欲をきちっと持てるようにするとか、身だしなみを整えるとかということが必要で、生活支援と一体的に行わないと雇用の継続がされないという特徴があります。

ここからは、2ページ目ですが、さいわいセンターの就労支援室が今行っていることを中心に説明をさせていただきたいと思います。就労支援というのはどんなことをやっているのかということをご理解いただけたらと思います。

就労支援室「さいわい」は、現在、登録者は72名で、身体の方は12名、知的の方が59名で、高次脳の方が1名いらっしゃるもので、それで支援実績は765件ぐらいです。

センターの主な支援内容ですが、特別支援学校の3年生のうちから支援に入っています。職場実習の際に、そこに一緒に同行して、企業と顔見知りになって、卒業したら支援機関が継続して支援しますというふうなシステムにしています。それなので、在学するときからの実習の支援に入っています。

職場準備支援ですけれども、これについては、適性ですとか、能力ですとか、どういうところの仕事につきたいとか、どういう生活面での課題があるかということなど、相談から見えてくるものに対して課題を整理していきます。そのうえで、場合によっては就労継続Bという作業所で支援を受けてからもう一回トライするとか、就労移行支援という事業がありますので企業に就労する前の準備訓練の事業で訓練をするとか、あるいは職業訓練校に行つて訓練をする

というふうにもいろいろな制度を利用しながら準備支援を行います。

次に、職場実習とかハローワークと一緒にいくとか、雇用に向けて直接支援を行います。通勤訓練等もありますし、職場に行ったときに、この仕事は不得手だけれどもこの仕事だったら大丈夫というようなこともあり、会社の方と仕事をしている状況を見ながら少し整理することにより、安心して雇用していただけるように、また本人も働きやすいように支援しています。

職場定着支援ですが、最初のときは何回か集中的に支援に入ります。あと、これについては、センターだけでは無理なので、東京ジョブコーチというところから職員を派遣していただいて、集中してそこに何回か連続して入っていただいて、仕事を覚えるとか、職場の人間関係を円滑にいくように少しサポートをしていただくとか、定着に向けての支援を行います。

あとは日常の生活支援というところでは、身だしなみがちょっとできていないという企業から相談があったりとか、通勤途中のトラブルの対応を会社から相談されたり、一緒に通勤訓練をしたりですとか、一緒に職場に入って、ほかの上司とのかかわりのところで、上司の言っていることを細かくかみくだいてお伝えしたりとか、逆にご本人の思いを伝えたりとかという調整役を行ったりしています。

不安や悩みの解消ということでは、それこそ愚痴を聞いたりということもありますけれども、あと、余暇活動で何か他のサービスを使いたい場合などの利用援助を行っています。

次に、具体的な内容ですが、先ほどお伝えしたとおり、ハローワークの求職活動や企業説明会の参加などの就職活動を行っています。場合によってはセンターに来ていただいて、履歴書を見ながら面接の訓練をしたりとかも行います。

あとは、高校を卒業して18歳で働き続けるというのは、一般の方でもなかなか今難しくなっている中、障害のある方が18歳で働き続けていくことは大変なことだと思います。また、いろいろな障害の方々が、一人一人違っていらして、決められたことをきちっとやるのが得意な方もいらっしゃるし、逆にその決められたこと以外はなかなか受け入れられないという方もいらっしゃいますし、言葉で表現されてもわからないけれども視覚的にきちっと整理をして伝えられたら理解できる方など様々です。なかなか一般的には言葉で伝えられることのほうが会社側は多かったですりするので、その理解が難しかったりということで、一人一人の方の障害特性にきちっと合った形で関係性が結べれば、比較的スムーズに雇用の継続ができるのではないかと思います。障害者の方も、自分はこうしてほしいと言いくかかったり言えなかったり、企業の方もわからなかったりということがあって、継続していくということについては細やかな

配慮が必要になります。そのことでの支援というのが、本当に定期的に職場訪問をすることで、それぞれの状況を把握して、職場の方、ご本人の方、ご家族の方など、三者が円満に意思疎通が図られるように支援していくということがとても大事な仕事となっています。それをすることで、問題が複雑化しないということもあるので、その回数が多くなってきています。

あとは余暇活動としてですが、センターでは毎月1回、たまり場といって、18時ぐらいから20時ぐらいまで、皆さん、金曜日の夜、銘々に集まって、お茶を飲んだりお菓子を食べたりしながらお喋りをする時間を設けています。仲間づくりや仕事の悩み、ストレスの発散、次にまた頑張ろうとか、嫌なことは自分一人じゃなかったなということを感じながら、また頑張る意欲につながられるようにとやっています。

それ以外には年3回、ちょっと行事っぽい夏祭りのイベント的なことをやっています。27名ぐらい参加なさって、短い時間なんですけれども、そうめん流しとか花火とかゲームとかをしながら、親睦をはかっています。

ほかには、秋に日帰り旅行で、今年は横浜のズーラシアというところに行ってきたんですけれども、3月はボーリングで、年3回ぐらい行っています。職場での旅行も今少なくなっているかもしれないですが、そういうところに参加する障害者の方も少ないので、センターの企画を、楽しみに来てくださっている方々が多くいらっしゃいます。

そうした場でお仕事の話とか、ご本人の表情など見て、ああ、安定してお仕事が続けられていると判断したり、あるいは、そのときに職場で困っていることなどの相談もあって、支援者への情報交換の場としても大事な機会として位置づけています。

就労支援の現状としては、知的、身体の方だけではなくて、発達障害の方ですとか、若くして高次脳機能障害になられた方の相談支援の件数も少しずつ増えてきています。すぐ就職ができるというか、就職したいというご希望が強いのですが、なかなかマッチングする就職先がなかったり、ご本人の状況がまだ就職するには厳しい条件であるとケースも多くなってきています。利用できるサービスというのが限られているという現状もあります。

働きたいという障害者のかたの思いがありますが、企業側の障害者の方の理解とか、障害の方にこのぐらいはできるだろうという期待値が違って、個々の障害特性の理解が進んでいないために、スムーズに行かないということもあります。

企業側の戸惑いや悩みの相談、企業の問題解決へのアプローチの仕方を一緒に考えていくというふうなことも必要です。

あと、会社によっては、支援機関が入ることに不慣れなところもあり、ジョブコーチが入るのはちょっと懸念される企業もあつたりしています。

「職場開拓よりも定着支援に追われて」というふうにいわけがましくなりますが、なかなか新たな職場開拓ができていないという問題も課題としてはあります。また、新たに卒業される方とか、離職されて再チャレンジする方とか、登録者が増えていく傾向にあり、だんだん支援の量とか必要量が増え続けているという現状があります。

これまでの取り組みの中で見えてきた課題ですが、センターだけで言いますと、職業評価のきちんとしたアセスメントをするスキル、能力、職員の力量というのがやっぱり不足しています。作業遂行能力ですとか、人とのコミュニケーションのとり方とかを短期間では評価がしにくいということがあります。

就労移行支援事業等を利用して、その中で、対人関係の様子を見たりとか、仕事のやり方、手先の器用さとか得意な分野というのがわかったりすると評価がしやすいのですが、全くそういうところの機会にかかわってなくて相談だけのケースについては、なかなかアセスメントをすることが難しいという実情があります。

あとは、先ほども一番最初に言いましたが、働き続けるためには働く能力だけではなくて、生活していく力もないと、継続をしていけないですね。

お金の使い方とか、土日の交遊関係の問題とか、あとは2年とか3年たったときにモチベーションをどうやって維持するかとか、生活がちょっと乱れてくると、働き続けるということが困難になってくるので、そういう生活支援の必要度というのがとても高いのですけれども、なかなかそこまで十分に対応できていないという現実もあります。

他に、都心に行かないと、なかなか雇用先の確保というのが難しい状況にあります。電車の利用ができないと難しいので、やはり近くのところで働ける場ですとか、職場体験ができる場がどうしても必要になってきます。

就労移行支援という施設内の事業所で訓練をしていますが、それは知った職員とか、知った友達の中でやっているだけにしかすぎず、緊張感を持って働くとか、人とコミュニケーションをとりながら働くという体験をするということがとても自信にもつながりますし、自分の課題もはっきり受けとめることができるようになると思います。そういう職場体験の場を確保したいという課題があります。市役所の方にも動いていただいたりして、市内のところでつくっていく取り組みを始めているところです。

あとは、「あおぞら」とさんとネットワークを組んでいますが、ほかにも市内に就労支援をやってらっしゃる事業所があり、就労移行支援や継続Bの作業所さ

んの中にも、次の就労を目指したいという方もおありになると思うので、市内のネットワークを今後構築していきたいと思っています。

まとめとして、発達障害や高次脳機能障害の方々にいろいろな障害の方などに対する支援力を職員がつけていかなければならないという課題があり、研修の必要性を感じます。また、どうしても軽い方々だけが就労対象というふうになりがちですが、障害の重い方々に対しても少しずつ支援をしていけるようなあり方がないかと検討していかなければならないと思っています。

最後に、就労相談として相談をうけても、就労以前の段階という方も中にはいらっしやったりします。就労前準備として生活支援を受け、次のステップとして就労があるという方もおいでです。やはり、相談支援事業と就労支援というのは切り離せない問題で、双方で連携しながらやっていく必要を痛感しているところです。

以上です。

【委員長】 就労支援事業の内容、具体的な取り組み、課題等についてお話しいただきました。

【委員】 ちょっとお聞きしたいんですけど、登録者数は、さいわいさんのほうは72名ということなんですけれども、その72名の方は実際その就労支援室のほうに通って支援を受けられるのは大体週どのぐらいとか月どのぐらいで、ふだんの生活としてはどういうふうに行われているかというのをざっとした、感じ的なものでいいんですけども、教えてください。

【委員】 この登録者の数の72名は、働いていらっしやる方々です。

【委員】 ああ、そうですか。

【委員】 はい。特例子会社や一般企業で働いている方が72名いらっしやあって、ほとんど正規というよりも非常勤雇用です。単年度契約で更新している方もいらっしやいます。また、昼夜逆転されていて、まず毎日来ることから始めましょうという、生活リズムを整えるという課題のある方が、今2名ぐらい。その方は、就労移行支援という別な制度を利用し、その後、就労支援室で企業就労につなげていくこととなります。

【委員】 そうしますと、これから働きたいという方は二、三名という。

【委員】 センターの就労移行支援では、今はそうですね。相談に来ている方の中には、もっと希望者はいると思います。

【委員】 精神のほうですと、むしろ働く前の方が大分、かなり多いのかなと思っておまして。

【委員】 そうですね。働きたいという知的障害の方がいらっしやあって、ハローワークに行って、待機しているという方もいらっしやるにはいらっしやる

んですが、在宅になってしまうと生活リズムがどうしても乱れてしまうということがあります。とりあえずというのは変な言い方ですけど、就労移行支援とか何らかの形の作業所等に、実習生扱いとか正規利用等を行いながら、ある程度今までの生活リズムが守られるような形にしながら、次のステップへ向かうことがいいのかと思います。精神の方との支援の内容は多少違うのかなというふうには思っています。

【委員】 どうもありがとうございました。

【委員】 精神の生活支援センターなんですが、いろんな方がいらっちゃって、働きたいという方も見えるんですけども、大体その生活のリズムがちゃんとできていない人が多くて、でも、働きたいということで、いきなりハローワークは何だからというので、あおぞらを紹介するんですが、大体あおぞらで話をして、まずは生活のリズムを整えましょうということで、昼間、活動をちゃんとできるようにということで、作業所を紹介されたり、中にはめるくまーに戻すというか、めるくまーに昼間通いましょうというような方もいらっちゃって、そういう方がめるくまーの利用者には多いんですけども、就労意欲はあっても実際に、頭の中ではちゃんとほかの人と同じように生きたいけれども、実際はなかなかできずに、生活の支援のほうに先に立つといいますかね。そういうのは精神の方は多いかなと思います。実際に昔働いていて、働けなくなっちゃった人は特にそういうのが多かったですので、なかなか就労に結びついていないのかなというか、あおぞらさんのほうでもなかなか大変じゃないかなと思います。

【委員】 ここのセンター、さっきのお話聞くと、生活訓練とか社会のいろんな、社会適応訓練とかというのが中心みたいですね。でも、私たちのそういう訓練は今のところはないと思いますし、お世話になることもないと思うんですけれども、ただ、皆さんに理解してもらいたいのは、聞こえない人の自立は何かということですね。

今、皆様、お金が欲しい、介護が欲しい、いろいろあります。ところが、私たちは自立するために必要は何かというと、一番は情報障害ですね、私たちはね。情報障害のためにやっぱり手話というのが一番重くなってしまいうんですよ。わかりますか。皆さん。

手話が私たちにとっては一番情報源は、手話だけとは言いませんけれども、手話がとても大切に思っている。私たちはね。手話がわかる人が東久留米市で増えれば増えるほど、私たちは自立ができる。情報をもらうことができる。情報をもらえるとということですね。情報をもらえば私たちは自立はできます。体も元気ですし、例えば災害のときに手話の人たちがたくさんいれば、逃げたと

ころにたくさんいれば安心。そういう耳が聞こえない人にはたくさんあるんですよ。

それと私たち、自立するために大切なのは例えば手話講習会、今、福祉課で開いてもらっています。ありがたいと思っているんですけども、手話をわかる人が増えれば増えるほど、私たちの住みやすい東久留米ということになります。わかってもらえますか。

手話の技術だけ問わないで、手話を教えるときに、聞こえないということは、どういうことなのか……など、トータルして教えているわけです。それが一番大切なことだと思っています。会場は、今市主催などの場合は、市庁舎を使っていますが、市主催以外の手話講習会の場合は、このさいわい福祉センターも貸してくれません。

それで、私たちは、手話が広まるのが自立の一つだと思っているんですけども、例えばこのさいわいセンターは障害者だけとは言わないけれども、障害者が中心に活動できる場が基本になっていますよね。違いますか。私が間違っていたらごめんなさい。

さいわいセンターという名前、障害センターという名前は、障害者がまず考えてもらえるところだと思っているんですね。どうですか。福祉課もどう思っていますか。言いたいことがある。質問がある。答えてくれませんか。

【委員長】 質問の趣旨は、障害のある人のセンターとしてどう位置づいているかということでしょうか。

【委員】 そうそうそうです。今の現状を見ると、知的障害者とか精神障害者が中心に使われているわけですよ。でも、私たちも利用権利はあるでしょう。そこが言いたい、私。

だから、手話講習会の広まりも私は自立の一つだと言った理由は、センターは使えないと言われる。だから、前に夜の手話講習会を開いてもらっていたときに、会場がなかなか探すの大変。でも、さいわいセンターに貸してほしいといったときに、どなたが言ったか知らないけれども、1年間を通して使うのはいけないと言われちゃったの、私が。それはいろいろあって、手話講習会、夜の部は廃止になってしまったのね。でも、手話講習会が廃止になればなるほど、私たちの理解者は減るということと情報が入ってこないということに結びつくんですね。私はね。だから、もっともっと手話が広がって、市民が手話に対して理解、強いては、聴覚障害者を理解してもらうのが一番私たちの自立ができるという意味なんです。

だけれども、このさいわいセンターは、例えば私たちは皆さんと違って、施設もない、事務局もない。たまり場もないという状態ですよ。そうやってこ

こを、それで、施設がないかわりにこを、施設とは言わないまでも、使わせていただきたいと言っているんですね。それで、毎月の定例会はここで使えますけれども、例えば仲間づくりとか、いろんな交流、さっき言ってましたよね。仲間づくりでいろいろそうめん流しとかといろいろ言っていますけれども、私たちも、そうめんとは言わないけれども、1年に1回や2回、クリスマス会とか、こういう日は集まって、手話を学んでいる人も集まって、一緒に楽しいクリスマス会を開きたいとか、新年会を開きたいと言っても、ここはだめと言われるんですよ。皆さん、どう思いますか。

やっぱりクリスマス会ならば、お茶だけではクリスマス会とは言えないでしょう。例えばケーキもあるしね。簡単なオードブルをつまみながら、クリスマス会を開きたいという気持ちがあるでしょう。みんなね。だけれども、このさいわいセンターは、飲み食いはだめ。飲み物はいいけれども、お酒はだめかもしれないけれども、飲み食いは困ると言われたのね。だけれど、じゃ、みんなだめかという、いいという団体もある。皆さん、どう思いますか。いいという団体は、朝から使っているから、昼間のご飯は食べる。でも、おかしいでしょう。

ちょっと待って。私の言いたいこと、終わっていません。こっちの団体は許可して、こっちの団体はだめ。そして、食べたりするのはどうしてだめなんですかと私が聞いたら、ゴキブリが出る。そんなこと言って断るのおかしいでしょう。ゴキブリが出る。だって、まあ、出るかもしれないね。でも、1年に1回や2回、私たちが食べるケーキで、何でゴキブリが出るのか。教えてください。

それで、もしゴキブリが出るならば、職員の方が毎日食べているお昼ご飯じゃないの。自分たちの会議が悪いと言ったの。

【委員】 障害者の方の施設ですので、クリスマス会とか特別な行事については、実は、少し柔軟に対応してきています。簡易な文書による申請をしていただいで対応しています。それこそまだ、全部オープンにしているわけではないんですけど。お食事が一切だめということではなく、ケース・バイ・ケースで相談させていただいています。でも、そのことが、ろう協さんにきちんとお伝えしていなくて、伝えられていなかったということが今よくわかりました。

手話講習会のことはちょっと、市役所とのいろんな問題があつてのことだと思うので、センターが直接に介入はしていないことだと思いますので、経緯がよくわかりません。

お食事については、それが必要なお食事の場合でしたら手続を踏んでいただければできますので、ご相談ください。

【委員】 その言い方ね。今回だけは認めるけども、ほかの団体には内緒と、そういうことはわかっているでしょう。皆さん。みんな平等、だめならだめと、みんな平等だったら。いいと言うならみんないいと言うでしょう。この団体はいいけど、内緒という言い方は皆さんどう思いますか。

おもしろくない。私はね。

【委員】 ちょっといいですか。センターのことでいろいろあるんだったら、それは別の場でやってもらえると。今日はこの次第があって……。

【委員】 違う、違う。私、施設の不満を言っているんじゃないで、違う。私が不満があったと言っているのと違う、違う。私は自立というのは何かといったとき、この場所が必要だということを言いたかった。それをそっちの都合で、いい、だめと言われるのは困ると言ったの。

【委員】 障害者の就労支援についての……。

【委員】 違う、違う。私は自立するためにはこの場を自由に使わせてほしいという意味。施設の不満だけ言っているのと違う。

【委員長】 本日は就労支援に限定した議論でとどめましょう。ただし、さまざまな人が地域の資源をどう使うかという点は、今後の議題だと思います。

【委員】 私は自立したいためには、施設がないから、ここをもっと活用させてほしいという意味。

【委員長】 ここのセンターだけでなく、地域のどのような資源をどのように使えば、聴覚障害のある人も含め障害のある人が生活しやすいか検討していきます。

【委員】 皆さん、よろしく申し上げます。

【委員長】 それでは、次に行きたいと思います。よろしくお願いたします。

【I委員】 では、資料の③ということで、特に今回は障害者の権利擁護ということで、成年後見制度についての現在、現状のことも含めて報告をさせていただきます。

私ども東久留米市の福祉保健部福祉総務課から成年後見制度の事業について委託を受けて、ちょうど丸4年になるところでございますが、その中で、東久留米市成年後見制度推進機関という位置づけで現在行っております。

後ほど何をどのようにしているかという話はさせていただきます。基本的な成年後見制度につきましては、身上監護と財産管理ということが主なものになっております。そういう中で、成年後見制度は2つの後見制度ということで、現在、既に判断能力の不十分な方々に対処する制度、法定後見制度。任意後見

制度というのは、将来に備えて、判断能力が低下した場合に備えておく制度だということで、成年後見制度の中には大きく2つの制度があるということで簡単に書いております。

その中で、申し立ての実績として、全国と東京都を明記しております。平成23年の1月から12月ということで、数字がそれぞれ出ております。大半、80%を超えておりますが、一番重い後見開始というところで利用されている人が多いことが見ていただけだと思います。

右端に「推進機関の候補者紹介」、ご本人、またご親族の方から、第三者（専門職）を紹介してほしいということでの紹介人数が、平成23年度実績になります。

現在、全国的に見て6割が親族の方が後見人をされております。約4割につきましては、第三者と言われる社会福祉士さん、司法書士さん、弁護士さん、行政書士さん、既に家庭裁判所に登録されている方々から選任されるという仕組みになっております。

続いて、成年後見制度における区市町村長申し立ての件数ということで、こちらは平成20年の東京都内の件数、また平成23年度の件数ということで、毎年、市長申し立てとなる件数が増えてきているという状態です。東久留米の実績としては、平成23年度は2件、認知症高齢者の方の申し立てになっております。やはり、この市長申し立てだけでも見てのとおり、ほとんどの方は高齢者の認知症の疑いがある診断をされた方々が主な利用者になっております。知的障害、精神障害の利用の方もいらっしゃいますし、高次機能障害、意識障害等ということで、それぞれのところで件数が出ております。

全国的なデータは、障害分野で分かれたデータというのは公表されておられませんので、その辺については、済みませんが、質問されてもお答えができないという状況でございます。

続いてその裏によく皆さんからある成年後見制度のご質問について、簡単に回答を書いております。基本的には、法定後見と言われるものは3つの類型に分かれておりますので、こちらにつきましては、主治医の先生が成年後見制度の診断書、指定の用紙に基づいて判断・診断を出しているという形になりますので、それに沿って申し立てをしていくという仕組みになっております。

そして、後見人は誰ということで、先ほどお話しさせていただいたように、親族の方が6割、専門職の方が今現在4割ということで、こちらに書かれているような方々が基本的になることができます。

そして、成年後見人はどのぐらいで選任されますかということで現状ありますが、現在、東京家庭裁判所、こちらの東久留米は立川支部になりますので、

そちらの方に予約し、申立をするという仕組みになっておりますが、約1カ月から3カ月の間に後見人が選任されている状態であります。

緊急の度合いによっては、即申し立てから審判におけるといような仕組みにもなっておりますので、東久留米市民の中で、今年の実績の中でいえば、1週間で審判がおりたというケースはございます。

ほかの地区では、即日審判がおりたというケースがあるとは聞いておりますが、早くても1週間程度はかかってしまっています。その後、審判確定がおりてから正式に成年後見人が動ける間というのは1カ月ちょっとかかってしまいますので、それを含めて、皆さんに説明をしています。

なお、後見人の報酬というのは、こちらに書いていますが、基本報酬月額2万円が、現在、家庭裁判所で目安として示しているものです。あくまでも、後見人さんが1年間でされた職務、財産管理等を含めた活動の内容によって増減しております。ですから、毎年同じ額が報酬として決まっているわけでもありませんし、例えば同じ資産状況であった場合にはほぼ同じ金額になるとは思われますが、先ほど言いました財産を処分したためにその資産が膨らんだとか、そのような手続があると報酬額は増えることがございます。

また本人に伝えておいた方がよいことは、後見類型の場合は、選挙権の喪失、印鑑登録の抹消など、また国家資格の喪失というのが現在の法的なものになっております。皆さんもご存じかもしれませんが、現在、選挙権のことについては今、裁判になっている最中でありますので、また選挙権については正式な法の改正がされるのではないかとされているところです。現在の段階では選挙権、印鑑登録証明とかは、失うこととなります。

成年後見人にはできないことが当然あります。実際に医療の同意とかは親族の方にしていただく形になりますので、その点でも何でも後見人さんができるというわけではありませんので、勘違いというか、誤解のないようにと思っております。

関連事業として、地域福祉権利擁護事業をひとつ挙げております。本来、法定後見まで行かなくても、在宅で生活できる方がいらっしゃいます。それは市民の方が生活支援員として定期的な支援活動に入ることによって、日常の金銭管理、書類の整理、手続を行える範囲の判断能力のある方々が利用できる制度として、地域福祉権利擁護事業というものがございますので、そちらのほうをご利用いただいている方の実績として、東京都の報告の中に入れて書いておりますので、こちらの方を見ていただければと思います。

東久留米は現在52名の方が利用されておりますが、やはり割合としては、認知症の高齢者の方が多いです。認知症の診断書がなくても、認知症の疑い等

含めた高齢の方、また、知的障害、精神障害の方々が利用され、日常の金銭管理など、上に書いてあります3つの項目についてお手伝いをしております。当然費用はかかりますので、現在、最低1時間1,000円となっているものでございます。

現在、東久留米の状況として、成年後見制度を利用したいと相談される方は増えてきています。やはりほとんどが親族からまた高齢の方の場合はケアマネジャーさん経由、地域包括支援センターさんからご相談があるというケースが増えていきます。1人、2人で生活されている方で、近くに親族がいなく、支援できない状況なので、成年後見制度または地域福祉権利擁護事業を利用できないかという相談で来ている状況がございます。

障害のある方が直接来るというケースは本当に少ないです。自分は精神障害があると言って来られ、制度の説明のみで利用を考える方は少ないです。

また、障害のあるお子さんをお持ちの親の相談は一部あります。現在、必要性があれば、成年後見制度を申立てが望ましいとお話をさせていただきますが、何かの支障がない限りはご両親が生活サポート、支援していくこととなります。

現在、成年後見制度については、東久留米の場合も高齢の方からのケースが非常に多いということです。

なお、私ども成年後見推進機関では、説明会も独自で行なったり、お声をかけていただければ、各団体さんにも職員が出張して訪問し、個人のご家庭にも行くこともありますので、ぜひ皆さんご利用・ご活用ください。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

【委員長】 ご質問をお願いします。

【委員】 後見人は今できないこともあるというふうに教えていただいたんですけど、できないところが医療の判断だとかということですけども、家族のかわりをするというようなイメージでの理解でよろしいのかということをお話していただきたいのと、実際、地域にいろいろ施設の利用だとかをする場合があると思うのですけれども、家族がいない方の判断を手伝う場合に、その施設職員だとかコーディネーターみたいな方が判断してしまっているのかという、やはり必ず後見人を立てなきゃいけないのかということをお話してください。

【委員】 最初の後見人さんが全てできるかということ、先ほど言いましたように、法定後見は、後見、保佐、補助と3つに分かれておりますので、それぞれ後見というのは一番、代理権が全て法的に守られておりますが、保佐、補助になりますと、代理権の項目というのが決まっておりますので、本人が同意を得ていないと成り立たないこととなります。今現在必要なものを家庭裁判所が代理権として与えます。

実際に今、後見人さんにできないのは医療の同意、いわゆる手術の同意とかということはできません。また、連帯保証人、身元引受人になることはできません。しかし、現在、成年後見制度はまだ十何年という制度でもありますので、各施設・病院の方も成年後見人がついていれば、連帯保証人、身元引受人を求めず、手続の方を速やかに進めてきています。また後見手続を今進めている最中だと伝え、申請、申し込みをさせてもらっている施設も出てきている状況であります。

ただ、先ほど言いましたように、法的に言うと、身元保証人、身元引受人、連帯保証人にはなれません。医療の同意もできません。このような状況から最近では身寄りのない方々で、今現時点である程度の判断能力があるのであれば、施設、病院に入院されるときに、医療の同意に対して一筆、病院ではもっている状況のようです。ですから、延命治療とかその辺の緊急対応についてのごことはお任せします。それはもう病院さんにお任せしますということを一筆もらって対応しているようなことはあると聞いています。

それでよろしいですかね。あとは、もうひとつの質問は、何でしたか。

【委員】 身寄りがいない方などで、後見人を受けていない方で、その方が軽い認知症とか、精神疾患だとかがあつて、かわりに判断するというのを今までのサービスの延長でやってやることは大丈夫なのかということはどうですか。

【委員】 実情、法的なものとなれば、本人にかわって代理という位置づけではないので、本来はできません。ただ、まだ日本の社会の中ではそこまで確立されていませんので、実情は関係者の方で本人に納得、承諾してもらって手続をすることが多いと思います。

ですから、その判断能力がつかなかった場合には、やはり後見人の手続をすることになりますので、その辺はご本人が望まなくても、お医者さんの判断で、昔でいう措置的な形で、市長申し立ての判断で後見人をつけなきゃいけないという方々も当然あります。

先般、病院に入院されている方が、幻聴、幻覚があり、お金の管理がもうできないとご相談がありました。お金の管理の仕方、施設、病院でもさまざまな方法をとられています。ただ、それも法的に言うと望ましいわけではありません。しっかり後見人を立て、お金の管理もしていただく、身上監護の判断もしていただくことが望ましいです。

【委員】 市民後見人ということが、ニーズが非常に多いですので必要というふうに言われているんですけども、東久留米の場合には、その市民後見人のようなことについてはどのような状況なのでしょう。

【委員】 今、東京都の動きだけ話しをさせていただきます。東久留米市が

これからどのように判断をされるかの話なので。東京都は今現在、25年度までは市民後見人養成講座を東京都で養成をやります。しかし、26年度以降は各市区町村で養成をしてくださいと働きかけしている状況の中です。ですから、東久留米の場合は今現在、その市民後見人を養成するという仕組みもありませんし、それを受け皿とする法人後見監督人という者がいませんので、現在は東久留米市民で活動されていて、登録をしているという方は、おりません。

【委員】 どうもありがとうございました。

【委員長】 それでは、10分間休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

【委員長】 それでは、再開いたします。計画相談についての報告をいただきますが、この間の障害者自立支援法の改正で、少し支給決定プロセスが変わってきておりますので、ご報告の前に事務方から説明をいただき、それを受けてレポートに入ります。

【障害福祉課長】 今日は委員のほうからこういうA3の紙で、サービス等利用計画を出していただきました。今までは障害福祉サービスの申請書が市のほうに受理されますと、市区町村のケースワーカーが利用者さんや保護者さんのニーズを聞き取りまして、ニーズを把握して、サービスの種類や支給量を提案し、支給決定会議にかけて決めていました。24年4月の法改正で、ここに一つプロセスが入りまして、この計画案を相談支援事業所の相談支援専門員さんが、これは当市の場合もう民間のところほとんどなんですけれども、利用者さんの、ニーズを聞き取って、こういう計画案として紙に落としまして、それを利用者さんが市の方に提出するということが求められるようになってきました。

これは障害福祉サービスを使っている方、施設に入所している方全てに求められる形になって、ただし、これは相談支援専門員さんが十分にまだそろっていないということもございまして、一斉にはできないということで、26年度までの3年度間に順繰りに全てに行き渡るようにということが、今、国から求められております。今年度、24年度は、その1年目ということで、こういう形の案に基づいての決定ということが徐々に、まだ合計で20件ぐらいですが、入り始めております。

ただ、全てその相談支援専門員さんに任せなければいけないのかというと、例外もございまして、その利用者や保護者の方がセルフプランで、自分でプランを立てるといった形も認められておりますので、必ずその第三者に頼まなけれ

ばいけないということにはなっていません。

それから、この計画は、一定期間ごとに、今のこのプランでうまくいっているかどうか、モニタリングをして見直しをかける形になっております。それはその相談支援専門員さんが中心になって見直しをかけて、市のほうに報告をする。それによって、微調整が必要だとか、変更が必要だというときには、また計画をつくり直すという形になるわけですね。裏側にはサービスの計画が出ていて、中に居宅介護とかヘルパーが入って掃除をすとかという、そういうスケジュールが落とされる形になっております。それで、支援の計画を立てることに対して、市町村がその相談支援専門員さんの事業所に個別給付をします。その給付には利用者負担はかかりません。

あんまり介護保険のことを申しますと、当事者の方たちに怒られることが多いのですが、介護保険のケアマネジメントに当たるもの、それに近いものが導入されたということです。そういう流れがありまして、相談支援のあり方をこれからこの協議会の中でいろいろ考えていただくに当たって、この計画づくりというものが市全体でうまくいっているかどうかということをチェックしていただくこととなりますので、そういう意味で若干の説明を加えさせていただきます。以上でございます。

【委員長】 それでは、報告をよろしくお願ひいたします。

【J委員】 よろしくお願ひします。

今、課長のほうからご説明があつて、大分話すことが減つてよかつたと思つているんですけども。今年度初めての事業で、まだいろいろわからないところもありまして、試行錯誤しながらやつているというところで、ある程度何件かやつてきた中のことを少しまとめてお話ししたいと思ひます。

その前に、簡単に事業所として、めるくまーんとして、その計画相談の位置づけがどうなつているかもちよつと触れたいと思ひます。

めるくまーんでは、Aと書いてありますけど、指定相談支援事業所としての事業も行つており、また、Bは地域活動支援センターとして、地域の精神障害者のために自立を支援するそういう活動も行つています。

計画相談については、指定相談支援事業所としての仕事の一部で、今までは1に書いてある一般相談支援事業ということで、①の通常の相談ということで、今まで本当によろず相談でいろいろやつてきた部分に、新たに②として地域相談支援ということで、今回ここでは触れませんが、地域移行支援、地域定着支援というそういう事業も発生しています。

それから新たに特定相談支援事業という名称の事業が起こりまして、これが計画相談ということで、サービス等利用計画をつくるという事業になつていま

す。計画相談支援の内容ということですが、大きく2つありまして、このサービス等利用計画、A3の資料にあります。これを裏表つくるといって、課長のほうから話がありましたように、その計画ができて終わりではなくて、モニタリングと、この経過を見ながら計画が妥当なものか、過不足がないか、あと、また新たなニーズがあるとか、そういうところを見ていくというモニタリングも行っていくという2つ大きな役割があります。

対象についてもご説明がありましたように、対象者が全ての障害福祉サービスを利用される方ということなので、かなり多くて、今めるくまーでも既に計画を出した方は4人ですね。案を出している人を含めても5人ということで、月一、二件ぐらいのペースですので、3年間で全てというのはかなり大変なペースなんじゃないかというふうに感じています。

計画の作成のポイントということで、相談支援専門員協会のほうからガイドブックとか出ていまして、それに基づいて書式とかやり方とかいろいろ参考にしながらやっているんですが、こういう計画を立てるといって当たって、新たにいろんな視点とか考え方を盛り込んでいきなさいということ、一つはエンパワメントの視点ということで、本人の意思決定を尊重したものにしていって。それから、障害者自身が持っている力を出していくというそういう視点を加えていきなさいと。それから、アドボカシーの視点ということで、障害者の意思や置かれている立場と、権利擁護の立場も、そういう視点も持ちなさいと。それから、総合的な生活支援ということで、サービスだけではなくて、ほかの生活全般についていろんなニーズがあったり、問題があったりするわけですので、その辺もいろいろ勘案していくような計画にいなさいということですね。

4番目の連携・チームによる支援ということで、サービスはそれぞれ事業者がばらばらにやっています。ケースマネジメントをするような人がいない、そういう方が大勢いらっしゃるわけですが、それを連携を図ったり、チームで支援していくようなそういう体制をつくっていくような、そういうことも期待されています。あと、ニーズに基づいた計画とか中立公平性の確保というのが求められています。

その下の図は、計画相談の流れがわかりづらいので、わかりやすいものがこれかなと思って出したんですが、点線の上の部分に相談支援事業者とありまして、まず調査をしていって、本人と何度か面談しながら計画案を立てていきます。計画が立てられると、それを市のほうに提出して、支給決定会議に諮られて決定され、その後にサービス担当者会議ということにかかわる人たち、これはサービス提供する事業者以外の方でも支援者がいれば、医療関係の人とかですね。私的な関係の人でもいいんですが、そういう方にも出ていただくような

会議にして、そこで計画案が妥当かどうか検討します。その後、計画が正式に承認というか、計画として正式なものになります。その後、モニタリングが、私どもが今やっているのは最初の3カ月が毎月1回訪問して、お話をし、その後は間隔が広がっていくという感じです。計画の変更があれば、また会議を開くなりして、サービスを変更した形の計画を立案するという流れになります。

下の段はサービス事業者が今まで従来やっているものが、計画ができた後に個別支援計画を立てていくという、そのような流れです。

それで、もう一つA3の資料が、実際に私どもめるくまーで行っているケースの最初のころのものなのですが、実際見ていただいたほうがどんなものかがわかると思いますので、ご説明したいと思いますが、ちなみに、書式は全国一律というわけではなくて、モデルは相談支援専門員協会が出していたりしますが、各事業所がいろいろ書式を自分のところでこんなふうに工夫して、こんなふうに出しているのを出しているのを、都内の地域生活支援センターの中でも幾つか出しているのをひとつ参考に、私どもやりながらちょっと変えています。

ざっと説明していきますと、最初に、上のほうにKさんが希望する生活とありますが、これは本当に本人がこうしたいというのをそのまま載っけています。それに対してというか、総合的な支援方針というのは最後にこういう支援を、全体的にはこういうふうにしていったほうがいいのかというのを、計画案を立てる方法が書いています。具体的な計画内容というところを一緒に相談しながらやっていくんですが、本人が生活で困っていることとかニーズですね。それを項目を上げたり、あとはお話を伺う中で、こういうふうにしたほうがいだろうなという、支援者側の問題点と言うんですかね。改善点が挙げられると、それを項目立てして、それについて上に、左から言えば、これまでと現状ということで整理して、さらに、じゃ、こうなったらいいなという希望を具体的に出していただいて、そのためにこれからやることというのは、ご本人に何ができるかという、ご本人にも主体性を持っていただくためにこんなことができるかなとか、こんなことをしてみたらというところで、これからやることというのを出させていただきます。

それに対してスタッフが協力してくれるということで、支援者側の対応を書き、最後にサービスの内容ということで、この中には障害者福祉サービス以外のものも、医療のこととか、あと、ここにはないですけども、インフォーマルな、私的なものもあれば、そういうのも加えていこうと思っています。

そういうことで、具体的な計画内容を立てまして、裏の面は、週間スケジュール表というのも立てます。先ほど課長が言いましたようにサービスを落とし

込んでいくわけですが、実は生活自体も立て直すという意味もあると思うんですが、どんな生活をしているのか、ご本人にも、私どもも把握して、切りかえるという機会になっています。基本的にはご本人の生活をそのまま書いてあって、支援者側がこうしてほしいということではなくて、実際の生活がそのまま、もし変えるところがあれば少しこうしていきましょうというのがこのスケジュール表に落とし込まれます。なので、大体の方はこういう形を生活しているそのままだが載っています。

右側に主な日常的な活動、それから、週間以外の活動というのも聞き、アセスメントとしても書いていきます。この方は非常に積極的な方で、この表を渡したら自分で全部書いていただいたので、普通こんなには出ないです。半分も出ないというか、なかなかおっしゃっていただけない。自分がちょっと乱れたというか、不規則な生活をしていたりする方が多いので、あんまり自分のことは言いたくないので、何回かお会いすると、やっとなんか話してくれるという程度なので、この方は例外ですけれども、これぐらい聞くことができると、いろんな生活のイメージがわかってきて、支援者側としてもいろいろ計画を立てやすくなります。

最後、下の段は、この計画を実行していくことによって、どのような生活になっていくかということなんですが、多くの方はサービスの現状維持なので、変わっていくというほどの変化は求められないので、どんな生活が期待されるかということを書けないんですが、こういう方向になっていきますよというようなことを文章化して書いています。

このケースは精神の方なので、ご本人とひとり暮らしをして、この方はひとり暮らしをしている男性の方ですけれども、ご本人と何度かお話をしながら、まず関係をつくっていくという作業があって、その中で計画を立てていって、なおかつ最後は承認していただいて、サインをいただくので、ご本人が可能な、少しちょっと頑張ってみようというようなことを含めた計画になっています。

それで、先ほど申しましたように、実際に実績としては、計画を出したのは4人ということで、なかなか時間がかかると。知的、身体の保護者の方とお話をするのと違って、大抵ご本人とお話するので、いきなり会って計画をいってもなかなかできないので、関係づくりに時間かかったりということで、本当に何回もやっていくというのは、現実的にはどれぐらいできるのかなという懸念はあります。

それから、何件かやっている方の、今回は居宅介護ですね。ヘルパーさんを利用しているひとり暮らしの、どちらかという引きこもっている方を何件か始めたということなので、引きこもっている方などにはこういう計画を立てる

ことによって、初めてその人がどんな生活をされて、どんなニーズがあつてということが見えてきたり、今まで個別にサービスをしていたのが、サービス担当者会議みたいなケース会議を開くことによって、お互いに連携する場ができたということで、そういう意味では、本当に手厚い支援、埋もれていた人に対する手厚い支援ができる可能性が十分ある、そういう事業じゃないかなと思います。

あとは最初にめるくまーるの事業の位置づけで言ったんですが、従来のものは運営費を、お金をいただいて、その範囲でやっているんですが、これは報酬をいただくということで、別にいただくということなので、1件やれば幾らということですから、やればやるほどお金は入ってくるんですが、そのかわり、じゃ、通常の運営費でいただいている事業を削ってやれということではないので、プラスアルファなので、どうしても基本的には新しく人を確保するというか、そういうことが求められるわけですが、なかなか法人としては採算が見込めないというふうな判断がありまして、現状の体制の中でできる範囲でやるというような判断になると、なかなか能力を割けないということがあって、そうは件数を増やせないという状況もあります。そういうところですよ。

【委員長】 ご質問に移ります。

【委員】 不勉強で済みませんが、この計画は一生続くものですか。また、65歳になると、例えば介護保険のほうに移行されるとかそういうものなのかというところをちょっと。

【委員】 基本的には更新していくというものですけれども、これはあくまで本人が申請するということで、嫌だと言えば、事業者、計画を立てる人が自分でやったり、事業者が変わるんですけど、基本的にはサービスを受けるためには計画を出さないといけないので、ずっと続いていくというか、何らかの形で誰かが計画を提出しないと、65歳はサービスを受けられないという仕組みになっています。

【障害福祉課長】 じゃ、ちょっといいですか。

【委員】 はい。

【障害福祉課長】 ほかの方でいうと、居宅介護ですね。介護保険にあるサービス、同じようにヘルプのサービスが介護保険にもあって、障害福祉制度の方にもあります。この場合は基本的に介護保険優先の原則というのがございまして、先ほど委員の最初のお話の中にもそこら辺のお話がありましたけれど、基本的には介護保険優先ということで移行する。そのときには介護保険の仕組みの中に入ってしまうので、介護保険のケアプランが提供される形になるので、（障害の制度からのサービス利用計画は）要らなくなります。

ただ、もし障害福祉サービスとして何か、通所するとかいう方であれば、ずっとその精神の作業所への通所を続けるということであれば、そのサービスは介護保険の方にはないから、そのままということもあり得るわけですね。障害福祉サービス、独自のものを使う場合は65歳以上でも提供することはあり得るということですね。両方使う場合は、基本的には介護保険のプランの中に両方を落としてもらうようにしてほしいなと思っています。両方の制度から給付するのはなかなか大変なので。

【委員】 精神障害者も利用できるんですか。65歳になったら。精神障害者とか。一緒に今なるんですか。今言っているあれは。

【障害福祉課長】 今言っているのは、同じようにあるサービスでは介護保険のほうに移行してしまうということで、ヘルパーさんのサービスなんかは両方にあるので、委員が最初おっしゃったとおり、介護保険のほうに移行してしまうことが原則になっています。ただ、障害の方にしかないサービスもあるので、それは引き続き使えることになります。

【委員】 それも使えるようになるの？

【障害福祉課長】 今も使えるものは使えるんですよ。

【委員】 わかりました。

【障害福祉課長】 例えば生活介護なんかもそうです。

【委員】 サービス等利用計画の項目のこれまでの現状とか、こうなったらいいなというのは、国基準など決まった、かた苦しい名前があると思うので、この項目は市と打ち合わせして、了解は得たんですか。

【委員】 はい。

【障害福祉課長】 そうですね。必ずこういう項目を入れなさいということ厚生労働省が提示していますので、それが盛り込まれていれば、基本的にはどんな形でもいいということになっているんですけど、全部の事業所から別々に来ちゃうとちょっと大変なので、とりあえず国様式と、この方式と、2つを示して、そのどちらかでやってくれませんかという形でお願ひしております。

【委員】 ああ、この2種類。そうですか。

【委員長】 今の報告から、相談等のサービス計画が大事になることが理解できたと思います。それでは、後半の専門部会についてテーマを移します。この協議会の下に専門部会を設置して、特定の・専門的な内容を議論しつつ、協議会で全体的な検討をする仕組みをつくるのが前回議論の方向です。相談支援部会、権利擁護部会、就労支援部会、当事者が関係する部会などの案が出されています。一方、あまり早急すぎず学習を積み重ねつつ部会を進めていく必

要がある、東久留米市の規模を考えると部会の数は2つ程度が適切である、国の差別禁止法の制定とあわせながら差別禁止条例を検討する、協議会の要綱の所掌の中身に合わせるべきだ、などが前回の主なご意見です。

これらを受け、今回はより具体的に部会を検討したいと思います。まず数については、お手元の資料によると、東久留米市と同規模の自治体ではおよそ2～3の部会数かと思われませんが、いかがでしょうか。

【委員】 専門部会というのは初めての経験なものですから、どういう形になるのかというのはちょっとやってみないとわからない部分があると思ひまして、その形で固定するというわけではなくて、とりあえずやってみて、ある程度期間がたって、また時々見直していったり、組みかえたり、そういうような形でやっていけるといいのではないかなと思うんですけれども。

【委員長】 設置した後も固定化せず、実情に応じて変えていくという提案です。モニタリングしつつ必要なものは残し、仕事を果たしたものは減らすことは大切だと思います。

【委員】 めるくまーさんと同じように、相談支援事業としてサービス利用計画等の作成に入っていますが、これから福祉サービスを使おうとする方全てがその対象になるということを踏まえると、きちんとアセスメントしたりとか計画に反映したりとかということが大事になってくると思います。どこの自立支援協議会も相談支援部会はあるので、一つの部会として良いと思います。

あと、いろいろな障害の方々のご意見を今回と前回伺って、それぞれの立場の方の主張というのがあって、私たちは知的障害に偏ってしまいがちですが、いろんな方がいらっしゃる。そういう障害を全部含めた形のグループというか部会というか、そこにももちろん事業所も入って。使いやすいサービスとか、暮らしやすい地域になるためにどういうところに課題があるのかとかを検討する。さっきおっしゃった集う場が自分たちもないというふうな意見がもっと反映される部会とか、まずは集約するというか。そういうのもあったらいいかなと感じました。

【委員長】 具体的な提案ですが、1つは相談支援、ここには就労支援も含むことも意味します。福祉サービスを利用するにあたってサービス利用計画をつくる事態であることを考えると、相談について検討する部会が必要だという提案です。具体的にはアセスメント、相談、計画作成、モニタリングの妥当性等の検討などが大きな柱でしょう。

もう1つは、権利擁護や当事者の部会と重なるものでしょう。障害のある方、身近な支援者が東久留米でより住みやすくなるためにどうすべきか議論する部会と見ることができます。

【委員】 私も相談支援のところでは、東京都の初任者研修にかかわらせてもらっているんですけども、サービスを使うから相談があるのではなくて、ここで生活していくための相談というふうに押さえていかないと、サービスを使うための相談と、本当に限られてしまうので、もうちょっと地域の相談のあり方というのをしっかり議論できる場にしていただけると、相談支援部会というのは非常に大事なかと。

これはもう随分前なんですけれども、東久留米市の知的障害者ケアマネジメントというのを一緒にセンターさんと2000年につくったものなんですけれども、こういうので、これは知的障害になっているんですが、やっぱり障害のある人たちのケアマネジメントをどうしようかというのをずっと話し合ってきたベースもあるので、そういう計画相談に特化しないで、もうちょっと広い視点でやっていただけるとありがたいなというふうには思っています。

【委員長】 計画相談に限定することなく、広く相談に関する部会が必要だという提案です。

【委員】 精神障害者を対象に相談を行っているわけなんですけれども、実は聴覚障害の方もいらっしゃる、ご家族にほかの障害があったり、生活のしづらさをいろいろ抱えていらっしゃる家族と一緒にいたり、一緒に暮らしてなくても、影響が強くて、なかなかうまく、本人だけの支援ではうまくいかないというのは、そういうケースは結構あって、いわゆる困難ケースというのは大体そういう、単純にご本人の支援だけで済まない。それも専門知識というか、専門性もいろいろ求められたり、知見もかなり、いろんな情報もないといけないというケースもあって、その辺は何か個別にいろいろやったりするんですが、実際はネットワークとか、一緒に協議するというか、検討するというか、相談する場があれば随分違うのかなというのは、そういう思いは前回ありましたので、私的にはなかなかつくれないんですけども、今回の計画相談をやっている事業所間での連携は必要だというのは実際に思っていますし、もっと広い意味で相談という形で、相談支援という形で、いろんなところとのネットワークをつくる、そういう場に、そういうベースみたいなものができれば、専門部会としてそういうのができればいいかなと思っています。

【委員】 先ほど出た当事者の方たちの部会とか権利擁護の部会とか、とても大事だと思うんですね。テーマとしてはすごく広くなってしまうので、そうになると、本当に大変だろうなというふうに思っています。委員さんもこうやって言われて、センターの建設検討委員会というのがあって、ろうの方もいて、盲の方もいて、車椅子の方もいてということで、いろんな話をしたんですけども、そうすると、センターの建物がどでかなくなっちゃって、それでなかなかま

とまらなかつたということも実際にあったので、ただ、やっぱり今はそうは言っても、一人一人の意見をどう聞いていくかということはずごくとても大事なことになるので、やっぱりそういう部会は必要かなというふうに思います。

そのテーマとしては、今回、震災で障害当事者の人が、一般市民の方よりも2倍亡くなられた方が多いという。それは本当に地元で、地域で暮らしていた人たちに、さっき委員さんが言った情報が全然伝わらなかつたということがすごく大きな原因になっているので、やっぱりそういう意味で、具体的に震災も含めて、一緒に生きていく共生社会をどうつくっていくのかというテーマで、多分時間はかかると思うんですけども、盲の、目が見えない方とか、車椅子の方とか、そういうさまざまな障害の方が来ていただいて話をする部会をつくっていくのは大事なかなというふうには思っています。

【委員長】 権利擁護、当事者関係、更には災害危機管理と関連させた地域づくりの部会の重要性のご指摘かと思えます。

【委員】 やっぱり市の防災訓練のときも参加して、市がどのように聞こえない人の救援が出来るのか、いろいろ参加しています。特に地震のときは私たちは逃げられる。ただ、情報が入ってこないために、聞こえる人のあとをたどっていくだけ。だから、正しく情報をもらえる。例えば今の心配は、放送は、拡声器で。どこそこに逃げてくださいと。市の場合は。そうなる私たちは聞こえないから、逃げた場所においても、逃げる方向にしても、拡声器ではなくて、かわりに書いたものを張ってほしいとか、いろいろ注文は今やっているところ。

【委員長】 様々な障害のある方々が住みやすい地域づくりをするという観点の検討は重要です。

【委員】 確かにそれも必要なんですけど、うちの場合みたいに歩けない、それこそ言葉も、コミュニケーションもとれない。災害なんて起きたらパニック状態、そういう人だとやっぱり出て話すということ自体がもう難しい。だから、いつも大変。私がするという状態。だから、今日も家に一人で置いています。だけど、やっぱりそれができるようになるには1年、2年の訓練をして、やっとその状態ができるようになる。だから、今日始めてすぐということは難しいし、当事者、うちの会の方でもやはり会に出てくるということ自体が自分で来られないんです。歩ける方は失語症、言葉が出ない。だから、人に伝えることはできない。だから、ここからもし、例えばトイレに行きたいと言っても、字は読めるからここ出て、トイレマークとか教えれば行くかもしれないんですけど、初めてのところはやっぱりパニックしてしまう。だから、やはりいろんな障害で問題は違ってくると思います。だから、当事者を交えてというのは、私

たちの会はまだちょっと難しい。必ず介護者がいないと代弁できない状態ですね。正直なところ。

【委員長】 当事者プラス身近な支援者で、共に創るという視点が重要という意味でしょう。

【委員】 さっき言い足りない。地震のときは確かに市がいろいろ行政の人でも大変と、紙を貼り出してもらうことも大切だけど、本当に大切なのは何かというと、やっぱり隣近所の人だと思うのね。地震のときは人を頼れないでしょう。市だって忙しいでしょうし、通訳も呼べないでしょう。通訳も自分の命が大切だから、私は来れないとわかっている。皆様だってそうですね。そのときにやっぱり隣近所、市民の協力が必要。そのために手話を広めたいんです。私たちとしては。逃げた場所に手話の人がたくさんいれば、ああ、トイレはあっちにあるとか、けがしたらあっちですよとかいろいろな今の情報、市が拡声器で言っている内容を、情報を教えてくれる。それが私たちはそれで自立ができるということ。だから、手話講習会は大切なんです。さっき会話ですぐカーッとしちゃったけどね、すみません。理解してもらいたいの、そこをなるべく。

【委員長】 多様な障害やニーズの方々が共に暮らす地域づくりをする。それぞれのニーズの違いを認め合いながら乗り越えるという重要なテーマだと思います。

【委員】 先ほど委員さんが隣近所で、ご本人は、のぞいているわけではないが、家方は、のぞいていたと誤解され、つらい思いをされたこととお話しされていましたが、その時支援員の方とご一緒だったら、説明していただき、その場で解決できたのではないかと思います。主人も電車の中で、視線が合った方に何か話そうとして、意味が通じないため、この人“変な人”と誤解される事が多く、私が“高次脳機能障害”なのでと謝ります。相手の方は、主人を見て首をかしげる方もいます。なぜならば、一見健常者に見えるので誤解されやすいのです。

東久留米市内のいろいろなニーズを持たれる障害者の方々ために、地域の皆さんのご理解と支援が得られる様に検討部会が必要ではないかと思います。

【委員】 やっぱり支援員がいないと大変なときに逃げられないし、情報も入ってこないから、支援は必要だと僕らは思うんですけど。

【委員長】 地域の理解と支援があることの重要性でしょう。

【委員】 うん。大事。会議なんかにもわからない字が出るから、そういうところも教えてもらったりするところが多いかな。やっぱり支援はくっついてもらいたいと思います。会議なんてすごく、支援がいないと俺たちはわからない。難しいし、数字も出てくるし、この間の25人の会議に行ったけど、会議

の中でも英語が入ったり、何かもう。それから、こういうものをもらっても、平仮名が入っていないと読めないとかいろいろあるので、そういうのも僕たちが言って。

【委員】 確かに、このような会議の場に出席されている方は、ある程度の情報は、話し合いの中で、聞くことが出来ますが、家にこもっている方々は、たくさんいらっしゃると思います。高次脳機能障害者の方の中にもいます。出てこられない、自分一人では外に出られない、家族（介護者）の方も、高齢、勤め等のために忙しく、情報が全然入ってこない。やはり、地域支援のための必要性を考えていくことだと思います。よろしく願いいたします。

【委員】 この中にもお金をもっともらいたいねと。手伝ってくれる人にお金がやっぱりないと、やる人もできなくなるから、それをやるんだったら、やっぱりそういうたくさん人にお金をあげる。それは国から認めてもらいたいんだけどね。それは僕たちわからないから、どんどんやめていったら全然わからなくなるから。

【委員長】 支援を堂々と権利として受けるために公的財源が当然必要だという議論は、重要なテーマだと思います。

【委員】 そこが一番大事なところだと思います。

【委員】 私たちは、身体障害者といっても本当に、何て言うか、高齢者の集団であって、聴覚障害とか精神障害、知的障害の子供たちと直接接する機会も少なく、就労支援とか生活支援、補導活動等に携わることができませんので、理解はできますが、見守っていただけです。この会の活動によって、情報収集とか前向きに協力はいたしますが、広範囲の方々の知恵を絞って、可能な限りよい方向に進んでいくことを願っております。

【委員長】 私が先ほど来申し上げている身近な支援者とは家族も含めてと考えておりますが、ご意見ございますでしょうか。

【委員】 相談支援部会も当事者部会も防災・権利擁護等々多岐にわたるように思います。私自身整理がつきませんが、そこにつなげていくために前回からそれぞれの障害の立場から実情と課題を伺い、相互理解から始めていると思います。

【委員】 今、皆さんの中で、住みやすいまちづくりのことだとか、どんなことが困っているか知りたいなどという話が出たんですけど、やはり全体会が何を専門部会に期待するかという部分、専門部会として何をやってもらいたいかというのをある程度はつきりさせたほうがいいのでは。相談部会を設置しますといったときに、相談部会というのは何を話し合うのかその中身がはつきりしないと。部会をこのメンバーでやるのか、それとももっと専門的な現場の人

を交えてやるのか、当事者を入れてやるのかというところも見えないじゃないですか。今、東久留米市の自立支援協議会では、こういうふうにやっていこうよというのをちゃんとしないと、「始めは何で始まっちゃったんだっけ」とあとから不明確になってしまうと思います。

それと、先ほど出ていた防災関係のことも、防災関係をここでやっていくのかとか、その問題は防災のほうの会議の中でやっていくのかとか、あと例えば、子供の発達の問題なんかはこの部会でやっていくのか、それとも次世代育成を扱う子供の担当の部署でやっていくのか、障害計画などの部分でやっていくのかとか、ほかのところで検討される部分で代替できるところはないのかとか、その辺をよく考えてやっていったほうがいいと思うんですけど。

【委員長】 むしろこの協議会として部会に何を求めるかの提案の必要性が重要ということです。

【委員】 地域福祉計画を今度また26年ということで、その後の地域福祉計画と、あと、障害福祉計画がまた第4期をつくらなくちゃいけないということと、また、今の話とリンクしてやっていけたらいいのかなというふうに思っていますので、そこら辺もまた行政とも相談して、この自立支援協議会の全体像みたいなのがつくれたらいいのかなというふうには思いました。

【委員長】 地域福祉計画と障害福祉計画には反映させることは重要と思います。それではまとめます。部会として、一つは相談関係の部会、もう一つは共生社会、住みやすい地域づくりに関係する部会の2つを考えます。その内容や進行などについては来年度の課題として積み残したいと思います。

今年度は、協議会の発足、委員報告による東久留米福祉関係の情勢、そして相談関係部会と地域づくり関係部会の2つを来年度以降進めていくなどについて決定することができました。ゆっくりではありますが、前進していると思います。一年間ありがとうございました。

来年度ですが、5月ないし7月に第1回を行い、部会のことを再度議論したいと思います。

【事務局】 事務局から連絡事項3点ございます。

今日の委員のレポートで使ったこのサービス等利用計画の資料は、本日回収になりますので、机の上に置いたままお帰りください。

あと2点目、本日の議事録について、さいわい福祉センターのほうから皆さんにまた中身の確認をお願いいたしますので、お手数かけますが、確認して、またセンターのほうに回答をしてください。

あと最後の1点、委員さんの報酬が出ている方についてなんですけれども、通知を1枚お渡ししてあります。簡単に言うと、所得税の源泉される金額が今

年から変わりますということです。今まで3%の所得税のところを、ここに実際あるんですけど、復興特別所得税というのが上乗せで徴収しなきゃならなくなりました。金額はここに入っているんですが、3.0063%を徴収させていただきます。金額が前回と変わりますので、そのお知らせになります。よろしくお願いいたします。以上です。

【委員長】 以上で3回東久留米市地域自立支援協議会を終了します。ありがとうございました。

— 了 —

G委員レポート資料

はつげんようし 発言要旨

① 「頭のはかり」(要介護認定)

「頭のはかり」は区役所の人^{くやくしょ ひと}がやっても、知的障害者^{ちてきしょうがいしゃ}のことは何もわからないのではな
い^なですか？病院^{びょういん}の人ならわかるというんですか？

今^{いま}のままではやめてもらいたい^{おもい}と思います。

② 重度訪問介護^{じゅうどほうもんかいご}を知的障害^{ちてき}者^{つかえる}にも使えるようにしてください。

愛の手帳^{あい てちょう}3度^{3 ど}、4度^{4 ど}の人^{ひと}は何もサービス^ながない。見守り^{みまもり}や支援^{しえん}(介護^{かいご})がな
いと、わからない^{おおい}ことが多い^いし、行きたい^いところにもいけない^い。重度訪問介護^{じゅうどほうもんかいご}を3度^{3 ど}や4度^{4 ど}の
人^{ひと}でも使える^{つかえる}ようにしてください。

ふらふらして暮ら^{くら}してしまうことになる

手当^{てあて}とかも少なく^{すくなく}て3度^{3 ど}4度^{4 ど}の人^{ひと}にも出して^{だし}ほしいです。

介護^{かいご}のおかねも3度^{3 ど}4度^{4 ど}の人^{ひと}にもだしてもらいたい^いです。

③ 介護保険^{3 かいごほけん}

65歳^{さい}になったらあちこち悪^{わる}くなります。これから65歳^{65 さい}になる人^{ひと}が多^{おおく}くなります。介護^{かいご}

保険^{ほけん}ではサービス^{さーびす}がつかえないのでこれからはサービス^{さーびす}を多^{おおく}くしてください。必要^{ひつよう}な人^{ひと}が

必要^{ひつよう}なだけ使える^{つかえる}程度^{ていど}にしてください。入院^{にゅういんちゅう}中の介護^{かいご}もひつよう^{ひつよう}です。障害^{しょうがい}をわかって

ない看護婦^{かんごふ}さんがつぎつぎいれかわってもわからない^いです。

障害者の就労支援について

障害のある方がたの社会参加が進み、企業や地域など様々な場所で活躍する人も増え、同時に就労を希望する人も多くなっている。

自立支援法では、就労支援について、障害者のニーズや適正に対応して、個々の障害者の働く意欲と能力に応じて雇用に結び付けていくために、これまでの多様な施設体系を再編し、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型・非雇用型）などの新しい体制を整えた。また国も障害者雇用促進法の改正で、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉のより一層の連携・強化を目指している。また、平成 25 年 4 月からは法定雇用率が 1.8%から 2%へと改正される。大企業を中心として特例子会社の設立も進み、働く場の拡大が見込まれる中、障害者のニーズに適した就労支援のあり方が求められる。

○東久留米市障害者就労支援事業 平成 22 年 9 月に開始 (2 か所)

就労支援室 「さいわい」(主に知的・身体中心)・「あおぞら」(主に精神中心)

市区町村の障害者就労支援事業は、企業就労を希望する在宅の障害者や現在福祉的就労をしていて将来一般就労を目指している障害者、また障害者を現在雇用しているが様々な問題で悩んでいる事業所や企業などの支援を行い、障害者も雇用する事業所も安心して就労継続ができるよう支援することを目的としている。

就労支援機関やハローワークと連携し、障害者の就職の相談・支援・事業主に対する障害者雇用の相談・支援を行っている。また、ジョブコーチ制度や実習制度、委託訓練など就労を支援する仕組みも普及してきているため、それらを活用しながら支援を行う。

○就労支援は、①就職まで ②その後の定着による雇用継続と安定した生活の維持（あらたな問題発生時には再開）③離職支援（離職の調整及びその後の支援）

○ご本人を取り巻く環境への支援（雇用主や同僚・ご家族等）や環境調整

職場適応に向けた支援（ジョブコーチ等の活用）や企業への障害理解の助言等

○就労支援と生活支援の一体化

安定した生活あってこそ継続した就労が可能となり、就労による所得や自己肯定感により生活の安定につながる。

障害のある方々が、生き生きと働き生活していくためには、事業主やそこで働く同僚や、地域の人々の理解と支援があって長期の雇用継続が可能である。

○就労支援室「さいわい」

登録者数 72名（身体12名 知的 59名）

支援実績 のべ765件（年間）

主な支援内容

- ・就労支援・・・ 特別支援学校の新卒者への在学時実習からの支援
- ・職場準備支援（適性や能力の把握・就労意欲や職業能力の向上等）92件
- ・職場開拓と職場実習（通勤援助、職務分析）
- ・職場定着（定期訪問等）と離職支援（諸手続き、関係調整等）173件 離職38件
- ・日常生活支援（出勤準備、通勤生活リズムの調整等）
- ・不安や悩みの解消（対人関係相談・福祉サービス利用援助等）

○具体的な内容

- ・ハローワークへの求職登録や企業説明会の参加などの就職活動を実施。また面接の練習や履歴書の書き方等の助言を行う。
- ・登録者(就労)には、定期的な職場訪問を実施。ご本人、職場、支援機関の三者間の円滑な意思疎通が図られ、環境の変化などを把握しやすく、早期の課題解決につながる。
- ・余暇活動支援として、仲間づくりや仕事の悩みやストレスの発散等の場として、「たまり場」支援や懇親会(年3回)を実施。 仕事帰りに立ち寄る方や、調整して仕事を休み、早めに来て準備をするなど楽しみに参加している。仕事の話や生活状況などの情報交換や交流などの大事な機会となっている。

○現状

- ・発達障害や高次脳機能障害の方の相談・支援の依頼が増えてきている。
- ・すぐ就職したいという希望が強い反面、就職準備が不十分であるなどのケースも多い。
- ・企業の障害者理解と障害者の企業に対する期待値の差。
- ・支援機関がかかわることに抵抗感がある企業もある。
- ・職場開拓よりも定着支援に追われており、就労者の職場における問題解決に多くの時間を割いている。→登録者が増え、支援の量が増え続ける。

○課題

- ・新規相談のケースの職業評価のアセスメント不足。作業遂行能力や協調性など実務作業を通じての評価ができていく。
- ・就労支援には、生活支援が不可欠で、生活リズムや身だしなみ等への支援が必要だが十分に対応できていない。
- ・近隣の企業や庁舎内実習などの職場体験の場が必要。身近な地域に雇用の場も必要。
- ・市内ネットワークの構築（市内の就労支援機関との意見交換や就職活動の連携等）

Ⅰ 委員レポート資料

障害者の権利擁護
「成年後見制度について」

成年後見制度

身上監護 と 財産管理 ※両者は不可分の関係

成年後見制度の2つの後見

☆法定(ほうてい)後見(こうけん)制度

～現在、判断能力の不十分な状態に対処する制度

☆任意(にんい)後見(こうけん)制度

～将来、判断能力が低下した場合に備えておく制度

申立実績 平成23年(1月～12月)

種別	全国	東京都	推進機関の候補者紹介
後見開始	25,905(82.5%)	3,668(81.0%)	6
保佐開始	3,708(11.8%)	535(11.8%)	6
補助開始	1,144(3.6%)	188(4.2%)	0
任意後見監督人選任	645(2.1%)	134(3.0%)	
合計	31,402件	4,525件【14.4%】	12件

成年後見制度における区市町村長申立件数 東京都

障害	平成20年	平成23年
認知症	313(79.2%)	458(78.3%)
知的障害	24(6.1%)	28(4.8%)
精神障害	36(9.1%)	45(7.7%)
高次機能障害・意識障害等	22(5.6%)	54(9.2%)
合計	395	585

※東久留米市の実績 2件(認知症)

◆課題

○障害のある方の利用は、増えているのか。その理由は、
 など

◆よくある質問〔法定後見制度〕

①誰が類型を判断するの？

主治医、専門医師により3つの類型・○○相当の診断を受ける。※指定の診断書

②後見人はだれ？

親族や専門職(社会福祉士、司法書士、弁護士など)

後見人に就任する意思のある方は、申立書に「後見人候補者」として記載することができます。ただし、①未成年者、②過去に後見人等を解任された者、③破産者、④本人に対して訴訟をし、またはした者並びにその配偶者及び直系血族、⑤行方不明者は後見人になれません。

③成年後見人は、どのくらいで選任されるのか？

家庭裁判所に申立て後、1～3ヶ月後に選任される。

④後見人の報酬は？

基本報酬は、月額2万円です。※管理財産の額や支援内容などにより、増減。

※本人伝えておいた方がよいこと

- 選挙権の喪失(後見類型の場合) 印鑑登録の抹消(後見類型の場合)
- 医師・弁護士・社会福祉士・介護福祉士・税理士などの国家資格の喪失および会社役員や公務員の地位喪失(後見・保佐類型の場合)

◆関連事業

「地域福祉権利擁護事業」

- ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理サービス ③書類預かりサービス

【東京における地域福祉権利擁護事業 実施状況 平成23年度】

	新規契約件数	契約中件数	東久留米市	平成12年から 延契約件数
認知症高齢者	661(79.2%)	1,945(78.3%)	33	5,393
知的障害者	40(6.1%)	231(4.8%)	6	352
精神障害者	126(9.1%)	541(7.7%)	7	844
その他	46(5.6%)	149(9.2%)	0	271
合計	873件 (10.7%)	2,866件 (12.3%)	46件	6,860件

※その他…高次機能障害など

計 画 相 談 に つ い て

○地域生活支援センターめるくまーの事業

A. 指定相談支援事業所

1. 一般相談支援事業

- ① 通常の相談支援（よろず相談）
- ② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

2. 特定相談支援事業 ＝ “ 計画相談 ”

B. 地域活動支援センター

地域交流： オープンスペース・各種ミーティング・スポーツ・レクリエーション

生活支援： 家事援助・同行・代行・食事会

○計画相談支援の内容

- ・ サービス等利用計画の作成・モニタリング（継続サービス利用支援）
- ・ 対象 ⇒ 原則として全ての障がい福祉サービス等を利用する障がい者等
- ・ 計画作成のポイント（日本相談支援専門員協会資料より）

- ①エンパワメントの視点（本人の意思決定を尊重・障がい者自身が持っている力をき出す）
- ②アドボカシーの視点（障害者の意思や置かれている立場を代弁）
- ③総合的な生活支援
- ④連携・チームによる支援（サービス等調整会議の開催）
- ⑤ニーズに基づいた計画（気付いていないニーズの発見も）
- ⑥中立・公平性の確保

※回収資料 「サービス等利用計画書」の事例